

第83号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

（特殊現場作業従事手当の特例）

4 第11条に定めるもののほか、当分の間、職員（人事委員会規則で定める職員に限る。附則第6項において同じ。）が次に掲げる作業に従事したときは、特殊現場作業従事手当を支給する。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（次号において「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

(3) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前2号に掲げるものを除く。）

5 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円

(2) 前項第1号の作業のうち前号及び第4号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会規則で定めるものに限る。） 20,000円

(3) 前項第1号の作業のうち前2号及び次号に掲げるもの以外のもの 13,300円

(4) 前項第1号の作業のうち人事委員会規則で定める施設内において行うもの

3,300円

(5) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円

(6) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円

(7) 前項第3号の作業のうち屋外において行うもの 3,300円

(8) 前項第3号の作業のうち屋内において行うもの 660円

6 第39条第3項の規定にかかわらず、職員が同一日において、前項各号に掲げる作業のうち2以上の作業に従事したときは、これらの作業に係る特殊現場作業従事手当のうちその額の最も高いものの一を支給する。

7 附則第5項第5号又は第7号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る特殊現場作業従事手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。